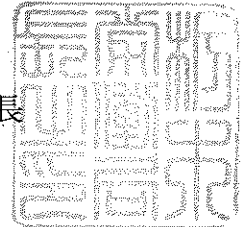


栃労発基 1204 第 1 号の 2
令和元年 12 月 4 日

関係団体の長 殿

栃木労働局長



変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。）第 57 条の 4 第 1 項の規定に基づき届出のあった化学物質（以下「届出物質」という。）については、同条第 3 項の規定に基づき、名称を公表するとともに、同条第 4 項の規定に基づき、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴取し、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たものについては、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1。以下「指針」という。別添 1 参照。）に基づく措置を講ずるよう、届出事業者及び関係団体に対して要請しているところです。

今般、「労働安全衛生法第 57 条の 4 第 3 項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件」（平成 30 年厚生労働省告示第 142 号、平成 31 年厚生労働省告示第 99 号並びに令和元年厚生労働省告示第 46 号及び第 128 号）により、733 物質の名称を公表したところですが、それらの化学物質のうち、別紙 1 に掲げる計 28 の届出物質について、学識経験者から、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得ました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員又は傘下事業場に対し、別紙に掲げる届出物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知いただきますようお願いいたします。

変異原性が認められた届出物質

	名称公表 通し番号	名称公表年月日 名称公表告示番号	名称
1	27328	平成30年12月27日 厚生労働 省告示第421号	<i>N</i> -[(2 <i>R</i>)-1-クロロプロパン-2-イル]-2-ニトロベン ゼンスルホンアミド
2	27364		スルホニルジエチレン=ジメタンスルホナート
3	27370		<i>N</i> , <i>N</i> , <i>N'</i> , <i>N'</i> -テトラメチル- <i>N</i> , <i>N'</i> -[(2-オキソシク ロペンタン-1, 3-ジイル)ビス(メチレン)]ジアンモニウム=ジ クロリドを主成分とする、シクロペンタノンとジメチルアンモニウム= クロリドとホルムアルデヒドのマンニッヒ反応生成物
4	27385		2-ニトロチオフェン
5	27397		ビス(4-{3-メチル-4-[(5-ニトロ-2-オキシド-κ <i>O</i> -フェニル)-η ² -ジアゼニル]-5-オキシド-κ <i>O</i> -1 <i>H</i> -ピラ ゾール-1-イル}ベンゼンスルホナト)コバルト酸(3-)三ナトリ ウム
6	27398		2-[2-(ヒドロキシイミノ)チオフェン-3(2 <i>H</i>)-イリデ ン]-2-(2-トリル)アセトニトリル
7	27442		1-ブロモ-3-(プロモメチル)-2-フルオロベンゼン
8	27465		(<i>E</i>)-7-メトキシ-3-(2, 2, 2-トリフルオロ-1- {[(トリフルオロメタンスルホニル)オキシ]イミノ}エチル)-2 <i>H</i> -クロメン-2-オン
9	27480	平成31年3月27日 厚生労働 省告示第99号	2-({4-アミノ-3-[(4-アミノ-2-メチルフェニル)イミ ノ]-6-イミノシクロヘキサ-1, 4-ジエン-1-イル}オキシ) エタン-1-オール
10	27481		5-アミノ-4-[(4-アミノ-2-メチルフェニル)イミノ]-2 -メチルシクロヘキサ-2, 5-ジエン-1-オン
11	27488		2-アミノ-3 <i>H</i> -フェノキサアジン-3-オン
12	27742	令和元年6月27日 厚生労働 省告示第46号	4-[2-(2-{2-[(3-クロロプロパノイル)オキシ]エトキシ]エトキシ)エトキシ]安息香酸
13	27743		4-クロロ-3-[(2, 2, 3, 3, 3-ペンタフルオロプロボキシ シ)メチル]ベンゼン-1-ジアゾニウム=クロリドを主成分とする、 亜硝酸ナトリウムと塩化水素と4-クロロ-3-[(2, 2, 3, 3, 3-ペンタフルオロプロボキシ)メチル]アニリンの反応生成物
14	27768		4-(ジ- <i>tert</i> -ブチルホスファニル)- <i>N</i> , <i>N</i> -ジメチルアニ リン
15	27779		1, 2-ジメチル-5-ニトロ-1 <i>H</i> -イミダゾール
16	27782		1-(4, 5-ジメトキシ-2-ニトロフェニル)エタン-1-オン
17	27791		[1 ¹ , 2 ¹ ; 2 ⁴ , 3 ¹ -テルフェニル]-1 ⁴ , 3 ⁴ -ジアミン

18	27795		ナトリウム=4- {5-ヒドロキシ-4- [(2-ヒドロキシ-5-ニトロフェニル) ジアゼニル] -3-メチル-1 <i>H</i> -ピラゾール-1-イル} ベンゼン-1-スルホナート
19	27845		メチル=4'- ({4- [2- (2- {2- [(3-クロロプロパノイル) オキシ] エトキシ] エトキシ] エトキシ] ベンゾイル) オキシ} [1, 1'-ビフェニル] -4-カルボキシラート
20	27859		4'-メトキシ [1, 1'-ビフェニル] -4-イル=4- [2- (2- {2- [(3-クロロプロパノイル) オキシ] エトキシ] エトキシ] エトキシ] ベンゾアート
21	27872	令和元年9月27日 厚生労働省告示第128号	2-アミノ-4-メトキシフェノール
22	27899		2- (1- [2- (2-エトキシエトキシ) エチル] ヒドラジン-1-イル) -1, 3-ベンゾチアアゾール
23	27921		<i>N</i> - (2-クロロエチル) -4- [(2, 6-ジクロロ-4-ニトロフェニル) ジアゼニル] - <i>N</i> -エチル-3-メチルアニリン
24	27936		(1 <i>S</i> , 2 <i>S</i> , 3 <i>R</i> , 4 <i>S</i> , 6 <i>R</i>) -4, 6-ジアミノ-3- { [(2 <i>R</i> , 3 <i>R</i> , 6 <i>S</i>) -3-アミノ-6- (アミノメチル) -3, 6-ジヒドロ-2 <i>H</i> -ピラン-2-イル] オキシ} -2-ヒドロキシシクロヘキシル=3-アミノ-3-デオキシ- α - <i>D</i> -グルコピラノシドを主成分とする、(アンモニアと { (1 <i>R</i> , 2 <i>S</i> , 3 <i>S</i> , 4 <i>R</i> , 6 <i>S</i>) -4, 6-ジアミノ-3- [(3-アミノ-3-デオキシ- α - <i>D</i> -グルコピラノシル) オキシ] -2-ヒドロキシシクロヘキシル=2, 6-ジアミノ-2, 6-ジデオキシ- α - <i>D</i> -グルコピラノシドと1, 1-ジメトキシシクロヘキサンとフェニルメタンスルホニル=クロリドと水とヨウ化カリウムの反応生成物) とナトリウムと水の反応生成物) と塩化水素の反応生成物
25	27995		2, 6-ビス [(4-アジドフェニル) メチリデン] -4-エチルシクロヘキサン-1-オン
26	28025		2, 2', 2'' - [ベンゼン-1, 2, 3-トリイルトリス (オキシメチレン)] トリス (オキシラン) を主成分とする、(クロロメチル) オキシラン・ベンゼン-1, 2, 3-トリオール重縮合物
27	28036		2- (1- [2- (2-メトキシエトキシ) エチル] ヒドラジン-1-イル) -1, 3-ベンゾチアアゾール
28	28038		4-メトキシ-2- (フェニルジアゼニル) フェノール